

| 区 分 | No. | 質 問 | 回 答 |
|------|-----|---|--|
| 申請全般 | 1 | 押印する印鑑は？ | 法人の場合は法務局に登録済みの代表者印を、個人の場合は市町村に登録済みの印鑑を押印していただくこととなります。なお、付票（建設工事等：市町村統一様式9及び10）及び附表（物品・役務：様式2）には実印と使用印鑑を押印する欄がございます。実印欄には前記の実印を、使用印鑑欄には契約等に使用する印鑑が実印の場合は実印を、実印とは別の印鑑を使用する場合はその印鑑を、また受任先を設定する場合には受任者の印鑑（支店長等印や支店長等の個人印）を押印してください。 |
| | 2 | 申請書を郵送してもよいですか？ | 今回の入札参加資格審査申請は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から全て郵送受付となりますので受付期間内必着でレターパック等、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認できる方法で郵送して下さい（持参した場合、窓口での書類の受付・内容の確認は行いません）。但し、随時申請は郵送又は持参どちらかの方法で提出して下さい。詳細はNo.6を参照してください。 |
| | 3 | 申請書を提出しようと思ったら、申請期間が過ぎていた場合、どうすればよいですか？ | 申請期間を過ぎてしまった場合は、定期申請（有効期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日）としては一切受け付けられません。随時申請として、令和5年4月3日から追加での申請受付を始める予定です。随時申請の最初の登録年月日は令和5年7月1日の予定です。その後は3か月おきの登録となる予定です。詳細は後日日程等をHPにてお知らせしますので、そちらで確認してください。 |
| | 4 | 申請書の様式はダウンロードできますか？ | 岩見沢市ホームページからダウンロードできます。 トップページ→産業・ビジネス→入札・契約→入札参加資格審査申請受付に、工事・設計、物品・役務に係る申請書類を掲載しています。 |
| | 5 | 申請の受付場所はどこですか？ | <p>今回の入札参加資格審査申請は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から全て郵送受付となりますので受付期間内必着でレターパック等、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認できる方法で郵送して下さい（持参した場合、窓口での書類の受付・内容の確認は行いません）。但し、随時申請は郵送又は持参どちらかの方法で提出して下さい。</p> <p>定期申請受付期間：令和5年1月16日（月）～令和5年2月10日（金） ※郵送受付のみ。期間内必着。</p> <p>定期申請書類送付先：〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所 企画財政部契約検査管理課</p> <p>随時申請受付期間：令和5年4月3日（月）以降 ※郵送又は持参にて受付 随時申請受付時間：午前9時00分～午後5時30分 随時申請受付場所：岩見沢市役所契約検査管理課（郵送の場合は上記、定期申請書類送付先と同じ）</p> |
| | 6 | 審査の結果はいつ送付されますか？ | 令和5年3月中旬頃送付予定です。 |

| 区分 | No. | 質問 | 回答 |
|------------------------|-----|---|---|
| 申請全般 | 7 | 申請書の住所等を書き間違えたので、修正液で修正してもよいですか？ | 申請書等は公文書となりますので、修正液での修正は一切認められません。二重線をひき修正してください。 |
| | 8 | 事業を開始したばかり（会社を立ち上げたばかり）ですが、申請はできますか？ | いいえ、できません。建設工事であれば2年以上、設計等及び物品・役務であれば1年以上事業を営んでいることが資格要件となっているので、事業を開始したばかりでは申請をすることができません。ただし、個人事業主が会社を立ち上げたばかりの場合は個人事業主であった時期も営業年数に含まれるため、申請をすることが可能です。その場合、個人事業主から法人になった事実を確認できる書類（法人設立届出書、個人事業廃止届出書（いずれも税務署提出書類）等）の写しを提出してください。 |
| | 9 | 昨年合併し、新会社としては営業年数が1年に満たないのですが、申請はできますか？ | はい、できます。申請する場合は合併契約書や登記事項証明書等、合併の事実を確認できる書類の写しを提出してください。 |
| | 10 | 例えば、建築は本社で登録、管は支店で登録というように工種（物品・役務であれば、申請種別）によって、本店・支店登録を使い分けることは可能ですか？ | いいえ。当市の入札参加資格申請については一業者一登録となりますので、使い分けをすることはできません。 ◆使い分けできない◆ 1) 建築は本社、管は支店で登録といった工種（物品・役務であれば、申請種別）による本店・支店等の使い分け 2) 建設工事は本社、設計等は支店で登録といった本店・支店等の使い分け ◆使い分けできる◆ 1) 建設工事・設計等は本社、物品・役務は支店といった本店・支店等の使い分け |
| 申請全般 | 11 | 他の自治体から現在、指名停止を受けていますが、岩見沢市の入札参加資格の申請はできますか？ | はい、できます。入札参加資格の基本要件（欠格要件）である「契約の締結及び履行に関して不正又は不誠実な行為等を行い、資格の排除を受けている者（政令第167条の4第2項）」はあくまで岩見沢市が行った資格の排除（指名停止）を対象としています。ただし、独占禁止法に係る違反行為等（談合等）の理由で国や他の自治体から指名停止処分等の資格の排除を受けていることが判明した場合には、資格の取消等を行います。 |
| 参加資格 | 12 | いつからいつまでの入札参加資格になりますか？ | 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで（2年間）の入札参加資格となります。 |
| | 13 | 次の入札参加資格審査申請の時期に更新の通知はきますか？ | 更新の通知は行っておりません。 |
| 付票（建設工事等） 附表（物品・役務） | 14 | 実印と使用印鑑が同じなので、実印欄だけに印鑑を押せばよいですか？ | いいえ。使用印鑑欄にも実印を押印してください。 |
| | 15 | 使用印鑑はどのような印鑑を押せばよいですか？ | 契約・請求等に使用する印鑑を押印してください。実印のほかに通常それらのときに使用する印鑑がある方はその印鑑を押印してください。法人の場合で、支店等に委任する場合は受任先の受任者印を押印してください。支店長等印がない場合は支店長等の個人印を押印してください。 |

| 区 分 | No. | 質 問 | 回 答 |
|---------|-----|---|---|
| | 16 | 支店等への委任を考えているのですが、支店長印がありません。社判や支店の印でも申請することは可能ですか？ | いいえ。社判（会社之印、支店之印等）では申請できません。支店等への委任をお考えの場合は、支店長印を作成し押印していただくか、支店長等の個人印を押印していただくこととなります。 |
| 委任状 | 17 | 支店等に請求のみや入札のみというように一部の権限を委任することは可能ですか？ | 一部の権限のみの委任は受け付けておりません。支店等に委任する場合は、入札・契約・請求等すべての権限を支店等が行うこととなります。 |
| | 18 | 委任状の委任期間はいつからいつまでと記載すればよいですか？ | 定期申請に関しては令和5年4月1日から令和7年3月31日までとなります。随時申請に関しては申請した時期によって別途定められた登録日から令和7年3月31日までとなります。登録日についてはホームページに掲載しておりますのでご確認ください（令和5年3月以降に掲載）。 |
| 印鑑証明書 | 19 | 印鑑証明書はどこで発行してもらえますか？ | 法人の場合は法務局で、個人の場合は代表者の住民登録地の市町村で発行してもらえます。 |
| | 20 | 印鑑証明書は原本でなければダメですか？ | いいえ。コピーでかまいません。ただし、拡大・縮小コピーしたものは受け付けられません。 |
| 登記事項証明書 | 21 | 代表者が変更になったのですが、まだ登記が完了していません。提出はどうすればよいですか？ | <ul style="list-style-type: none"> ・受付期間終了までに登記が完了し、かつ受付期間中に新しい登記事項証明書を添付し、申請することが可能な場合は、登記完了後に申請してください。 ・受付期間終了までに登記が完了しない場合は、現在の登記事項証明書と変更事項を証する株主総会の議事録等を添付し、受付期間内に申請してください。そのうえで、登記が完了し次第、すみやかに新しい登記事項証明書を提出してください。 |
| 登記事項証明書 | 22 | 登記事項証明書の日付が3か月を1日過ぎてしまいました。受付は可能ですか？ | 受け付けできません。申し訳ありませんが、もう一度3か月以内のものを取り寄せた後、申請してください。 |
| | 23 | 建設工事等、物品・役務両方の入札参加資格申請を提出予定ですが、登記事項証明書は1部でよいですか？ | いいえ。申し訳ありませんが、申請毎に証明書を提出していただくこととなります。登記事項証明書に限らず、納税証明書も同様ですので、ご注意ください。登記事項証明書等についてはそれぞれ写しかまいません。 |
| | 24 | 納税証明書は原本でなければダメですか？ | いいえ。写しかまいません。 |
| | 25 | 岩見沢市税及び国税を分納しております。過年度分の税金をすべて納めきれれておりません。申請することはできますか？ | 申請日時時点で納税義務のある税金について、滞納がないことが基本要件となりますので、岩見沢市又は税務署と分納のお約束をしている分に関しても申請日時時点で当初の納入期限が到来している分について、すべて納めていただいた状態でなければ、申請をお受けすることはできません。 |
| | 26 | 納税証明書の日付が3か月を数日過ぎてしまいました。受付は可能ですか？ | 受け付けできません。申し訳ありませんが、もう一度3か月以内のものを取り寄せた後、申請してください。 |

| 区分 | No. | 質問 | 回答 |
|-------|-----|--|--|
| 納税証明書 | 27 | 納付書の写し、領収書の写しを提出してもよいですか？ | いいえ。納付書の写し等では未納額がないかどうかを確認できないため、必ず国税の未納額がない証明書（その3の3、その3の2）、市税の完納証明書（未納のないことの証明書）の写しを提出してください。 |
| | 28 | 法人の場合、国税の納税証明書はどこで発行してもらえばよいですか？ | 本店所在地を管轄する税務署で発行されます。 |
| | 29 | 個人の場合、国税の納税証明書はどこで発行してもらえばよいですか？ | 申告先の税務署で発行されます。 |
| | 30 | 岩見沢市税を納税しているのですが、完納証明書はどこで発行してもらえますか？ | 岩見沢市役所市民サービス課の窓口で発行してもらえます。 |
| | 31 | 数か月前に合併により新設した法人のため、まだ税金が課税されていないが、納税証明書は必要ですか？ | 必要となります。国税に関しては「未納の税額がないことの証明書」、市税に関しては「未納のないことの証明書」を提出してください。 |
| | 32 | 岩見沢市に事業所等がないため、岩見沢市税を納めておりません。提出する納税証明書は国税のものだけでよいですか？ | はい。岩見沢市税の納税義務がない場合は、国税の納税証明書のみとなります。都道府県税及び岩見沢市以外の市町村税の納税証明書は不要です。 |
| 納税証明書 | 33 | 免税業者なのですが、「消費税及び地方消費税」に関する納税証明書は必要ですか？ | はい。入札参加資格申請に提出していただく「未納の税額がないことの証明書（その3の3）」は、納税義務があり、未納税額がないことを証明するだけでなく、免税業者で「消費税及び地方消費税」の納税義務がないことを証明するものでもありますので、必ず提出してください。 |
| | 34 | 支店を新設して間がなく、支店での納税証明書が提出できない場合はどうすればよいですか？ | 支店であっても、建設工事であれば2年以上、設計等及び物品・役務であれば1年以上、その支店が事業を営んでいることが資格要件となっているので、支店を開始したばかりではそもそも申請をすることができません。 |
| | 35 | 岩見沢市税を納付したばかりで証明書が発行できないと言われた場合はどうすればよろしいでしょうか。 | 令和5・6年度岩見沢市競争入札参加資格申請書類中、「岩見沢市税に滞納のないことの証明書（完納証明書）」について、市税を金融機関等で納付いただいてから、実際に市で入金の確認ができるまで数日（最大10日程度）かかる場合があります、その入金が確認できるまで同証明書は交付されません。ただし、同証明書の交付申請の際、納付を確認できる書類（領収書等）を持参していただければ、交付を受けることができますので、納付間もない市税がある場合は念のため、領収書等をご持参ください。 |
| 身分証明書 | 36 | 身分証明書とはどんなものですか？なぜ必要なのでしょう？また、どこで取れますか？ | 身分証明書とは「成年被後見人でないことや破産手続開始の決定を受けてない者」等の証明をするものです。個人事業主の方が入札参加申請をするにあたってはこれらの者ではないことが基本要件となりますので、必ず提出してください。個人事業主の方の本籍地の市町村で交付してもらえます。 |
| | 37 | 該当する会社等がないため、提出しなくてもよいですか？ | いいえ。該当する会社がない場合でも「なし」に○を付し提出してください。 |

| 区 分 | No. | 質 問 | 回 答 |
|-----------------|-----|--|---|
| 資本関係・人的関係に関する調書 | 38 | 該当する会社等がたくさんあって書ききれません。どうすればよいですか？ | 書ききれない場合は任意様式でかまいません。 |
| | 39 | 親会社等、子会社等に該当するかわからないのですが？ | 会社法に規定されている親会社等、子会社等をいいます。詳しくは、会社法をご覧ください。 ※子会社等→同法第2条第3号の2、親会社等→同法第2条第4号の2 |
| 返信用封筒 | 40 | 返信用封筒のサイズ指定はありますか？ | 結果通知（A4）を1部送付するために使用しますので、長形3号又は4号に84円切手を貼付の上、宛名を記入し、提出してください。 |
| | 41 | 建設工事等、物品・役務両方の入札参加資格申請を提出予定ですが、返信用封筒は何部用意すればよいですか？ | 申請毎に受理確認送付用、結果通知送付用として返信用封筒2部ずつ（84円切手を貼付）を添付していただくこととなります（建設工事等、物品・役務両方の入札参加資格申請を行う場合は合計4枚の返信用封筒が必要です）。 |
| 随時申請・変更・再審査 | 42 | 申請後、会社が合併し、新会社となりました。どのような手続きが必要ですか？ | 合併等に関しては基本的に再審査の対象となりますが、合併前の存続・消滅会社の当市の名簿への登載の有無等、状況によって、手続き方法が異なりますので、事前に問い合わせをしてください。参加資格の変更については、再審査の対象となった場合は届出した月の翌月中に、随時申請の対象となった場合は決められた登録日以降となります。 |
| | 43 | 受任先を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？ | 受任先の変更に関しては随時申請の対象となります。再度資格の有無について、審査することとなりますので、提出する書類は定期申請と同様のものとなります。随時申請の日程については、ホームページに掲載しておりますので、あわせてご確認ください。 |